

緊急輸送道路ネットワーク計画及び道路啓開計画の見直しについて

令和6年能登半島地震を踏まえ、より実効性の高い道路啓開計画による緊急輸送道路の早期確保のため、緊急輸送道路ネットワーク計画の抜本的な見直しを行った。

令和6年12月に各道路管理者等から構成される「長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会」で見直し計画を決定した。

(1) 緊急輸送道路とは

- ・災害直後から応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な道路

(2) 緊急輸送道路の指定意義

- ・幅員の狭い区間の拡幅・バイパス化、橋梁の耐震化及び落石等危険箇所の対策を重点的に実施
- ・災害時に国の権限代行による道路啓開が可能
- ・新設電柱の占用禁止により電柱倒壊による道路寸断を防止

(3) 見直しの主なポイント

- ・災害時に優先的に実施すべき活動の観点から防災拠点の選定基準を整理【表1】
- ・基幹道路(高速道路や直轄国道など)から防災拠点の入口までを接続するルート(ラストワンマイル)を追加指定
- ・これまで指定していなかった市町村道も対象として追加指定
- ・防災拠点まで複数のルートが指定されていた区間については災害に強い道路に一本化

(4) 今後について

- ・県地域防災計画へ位置づけることにより緊急輸送道路として指定(R7年3月)
- ・見直した緊急輸送道路ネットワーク計画を基に道路啓開計画を見直し
- ・道路啓開計画では、能登半島地震を踏まえ、優先して道路啓開を行う路線を明確にし、関係機関との連絡体制、情報共有方法等を定める
- ・防災拠点や緊急輸送道路を新たにGIS(地理情報システム)上で明示し、関係機関が一元的に情報を共有して災害時に活用【図1】
- ・「信州くらしのマップ」にも掲載し、県民向けに広く公開していく

表1 防災拠点の選定基準

拠点種別	定義
第1次	○ 県全体及び圏域の災害本部機能を有する拠点 ○ 人命救助、消防等災害拡大防止、ライフラインの復旧(道路啓開活動)、交通規制を担う機関
第2次	○ 各地域の災害本部機能を有する拠点 ○ 食料・水・燃料等の輸送、被災者の救出・搬送、応急復旧活動、ライフライン(電気・ガス・水道・通信)の復旧を担う機関
第3次	○ 生活必需物資の輸送を担う拠点

図1 長野県インフラデータプラットフォーム「緊急輸送道路見直しのダッシュボード」

